

令和2年9月18日

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針 に関する意見募集

総務省は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針案を策定しました。つきましては、当該案について、令和2年9月19日（土）から同年10月19日（月）までの間、意見を募集します。

1 経緯

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律は、公布の日（令和2年6月12日）から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

当該施行に伴い、総務省は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第7条第1項の規定に基づき、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針案を策定いたしましたので、意見募集を実施します。

2 意見募集の対象

- ・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針案（[別紙1](#)）

3 意見公募要領

詳細については、[別紙2](#)を御覧ください。

4 募集期限

令和2年10月19日（月）（必着）

※郵送の場合も締切日に必着とします。

5 今後の予定

提出された御意見等を踏まえ、聴覚障害者等の電話の利用の円滑化に関する基本的な方針の制定を行う予定です。

6 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。また、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄にも掲載します。

連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担 当：甚田課長補佐、原官

住 所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館

電話：（代表）03-5253-5111

：（直通）03-5253-5978

F A X：03-5253-5838

E-mail: telephone-relay_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」
と表示しております。送信の際には、「@」に変更
してください。